

JARA 発 18－10 号
平成 18 年 4 月 20 日

公認スポーツ指導者各位

社団法人日本ボート協会
普及委員長 渡邊孝憲
担当委員 岡本昌一
(公 印 省 略)

平成 18 年度公認スポーツ指導者 ボート義務研修会（近畿地区）開催について

平素より当協会の活動に対して格別のご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

昨年度の(財)日本体育協会による公認指導者制度改定を契機に、日本ボート協会は登録更新に必要な義務研修会の開催を制度化いたしました。

これは、指導現場に役立つ知識の修得、情報交換の場を設け、登録指導者の質的向上を図ることを目的とするもので、資格の登録更新を希望する方は4年の有効期間内に、最低1回の受講もしくは、当該研修会の講師または発表者として参加することを義務付けるものです。

今般、滋賀県ボート協会ならびに、NPO 法人瀬田漕艇倶楽部の協力をえて、近畿地区および周辺地域公認スポーツ指導者の皆様を対象とする当該義務研修会を、来る5月3日（祝・水）、別添開催要項のとおり開催いたします。

受講を希望される方は4月28日(金)午後5時までに当協会事務局へお申し込みください。

また、当該研修会は、近畿地区以外の公認スポーツ指導者の皆様も受講できます。ぜひご参加ください。

〔補足〕新制度への移行期間として、平成20年（2008年）3月31日迄に資格更新をされる方については、当該義務研修会を受講されなくとも、従来どおり（財）日本体育協会、もしくは都道府県体育協会が登録更新の義務研修とみなして開催する、研修会やセミナーを受講されていれば更新できます。それ以降に資格更新を迎えられ更新を希望される方は、日本ボート協会が独自で開催する義務研修と、日本体育協会ならびに都道府県体育協会が資格更新の義務研修とみなして開催する研修会の両方を、4年の有効期間内に各1回以上は受講しなければなりません。

■別添

- ・ 2006 朝日レガッタコーチセミナー兼
平成 18 年度公認スポーツ指導者ボート義務研修会（近畿地区）開催要項
- ・ 参加申込書